四條畷市地域公共交通会議傍聴要領

（目的）

第１条　この要領は、四條畷市地域公共交通会議規則（平成２９年規則第３２号）に定めるもののほか、四條畷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴定員）

第２条　交通会議を傍聴することができる者の定員（以下「傍聴定員」という。）は、１０人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

（傍聴手続）

第３条　傍聴の手続は、次に定めるところによる。

（１）　交通会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

（２）　傍聴者の受付は、交通会議の開会時刻の３０分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

（３）　傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、又は交通会議の閉会時刻をもって終了する。

（４）　傍聴者の交替は、認めないものとする。

（５）　傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

（傍聴することができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、交通会議を傍聴することができない。

（１）　凶器その他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者

（２）　張り紙、ビラ、旗、のぼり及びプラカードその他これらに類するものを携帯している者

（３）　拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

（４）　録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者（第６条ただし書の規定により許可を得た者を除く。）

（５）　酒気を帯びていると認められる者

（６）　前各号に掲げるもののほか、交通会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあると認められる者

（傍聴者の遵守すべき事項）

第５条　傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　会場における言論に対して、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

（２）　静粛にし、放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

（３）　飲食又は喫煙をしないこと。
（４）　みだりに席を離れないこと。
（５）　携帯電話等音声の発する機器の電源を切ること。
（６）　前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）
第６条　傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

（係員の指示）
第７条　傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）
第８条　会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

（その他）
第９条　この要領に定めるもののほか、交通会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２９年１０月６日から施行する。